

雇用保険料率の改定のお知らせ

下記のとおり改定されましたので、お知らせします。

— 雇用保険料率（平成22年4月1日改定） —

事業の種類	保険率合計		事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	平成21年4月1日以降	11/1,000	7/1,000	4/1,000
	平成22年4月1日以降	15.5/1,000	9.5/1,000	6/1,000
農林水産 清酒製造の事業	平成21年4月1日以降	13/1,000	8/1,000	5/1,000
	平成22年4月1日以降	17.5/1,000	10.5/1,000	7/1,000
建設の事業	平成21年4月1日以降	14/1,000	9/1,000	5/1,000
	平成22年4月1日以降	18.5/1,000	11.5/1,000	7/1,000

詳細は最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）又は新潟労働局にお問い合わせください。

※ 労働保険料の負担割合

雇用保険料率及び事業主と被保険者（労働者）との負担の内訳は次のとおりです。

被保険者の方が負担すべき雇用保険料額は、月の賃金額に被保険者負担率を乗じて計算してください。

なお、この際の端数処理は、次により行ってください。

- ① 事業主が賃金額から被保険者負担分を控除する（源泉控除）場合、被保険者負担分の端数が、50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げとなります。
- ② 被保険者が現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げとなります。ただし労使間で慣習的な取扱い等の特約がある場合はこの限りでなく、従来どおり切捨てで行われた場合は、引き続き同様の取扱いを行っても差し支えありません。